

煙たい話で、すみません。 学生の喫煙行動から、考えられること、また考えたいこと

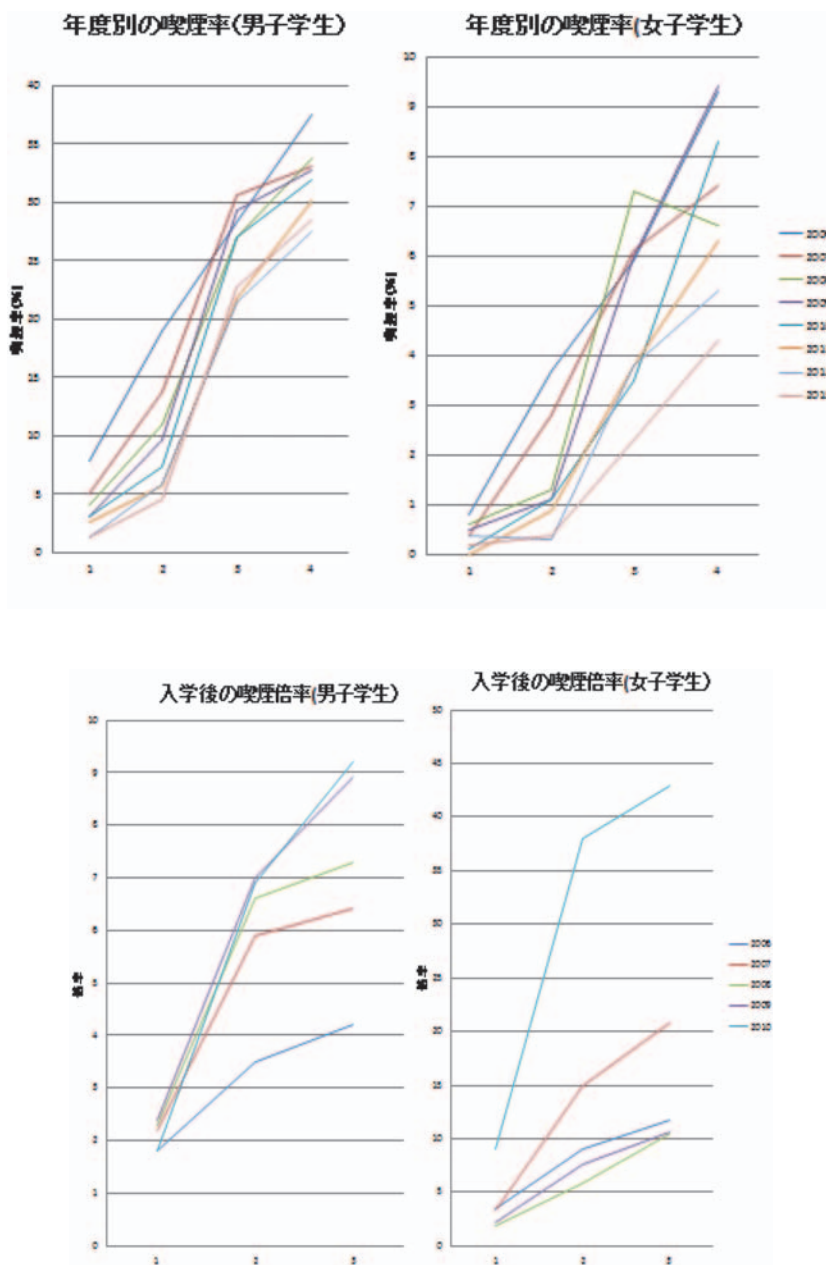


京都産業大学名誉教授 長谷川 豪 志

2020年に、日本で二度目の東京五輪・パラリンピックが開催される。しかし、国際オリンピック委員会が掲げる「禁煙五輪」に、日本がどう対応できるかだ。即ち、国際オリンピック委員会は1988年に五輪の禁煙方針を採択、競技会場内外の禁煙・完全分離化を推進している。2004年のアテネ五輪以降、2014年のソチ五輪、そして2016年のリオデジャネイロ五輪まで、夏季、冬季の六都市すべてで屋内施設を原則禁煙とする罰則付きの法律や条例が制定されている。即ち、スポーツの最大の祭典・オリンピックは、健康的な環境の下で実施されなければいけないとの理由からである。しかし、世界保健機関（WHO）の生活習慣病予防部長の、ダグラス・ベッチャーさんは、「日本のたばこ対策は前世期並み、世界最低レベルだ。2020年の東京五輪をきっかけに、前進するべきである」と述べている（京都新聞、2017, 05, 26 付記事より）。いわゆる、たばこの煙にはニコチンなどの有害化学物質が含まれ、肺がんや心筋梗塞等を含んで、呼吸器や循環器、消化器等などに、さまざまな病気を引き起こす要因となるのは、もちろん、直接吸う人だけではなく、周囲の人も被害を受け（受動喫煙）、子供の呼吸機能の発達にも悪影響が及ぶとの報告もある。

そこで、今日では企業や大学でも受動喫煙問題を含む喫煙問題に対する取り組み、対策が重要な課題と考える。特に、健康な学生・卒業生を社会に送り出すことは、大学の使命といっても過言ではない。即ち、大学における喫煙問題への取り組みは、大学運営にさらに重要性を増すと考えられる。在職時は大学の喫煙問題に関する研究、実験、調査等をいろいろ行ってきた。ある大学は、「キャンパス内を全面的に禁煙化する」として、教職員・学生等の喫煙率を大幅に減少させた。いわゆる禁煙の場所と喫煙できる場所を分ける「分煙」は、非喫煙者が他人の吸うたばこの煙を吸ってしまう「受動喫煙」の対策にはならないからである。それが世界の常識であり、世界保健機関（WHO）も対策として認めていない。

そこで、小生が在職時の学会等で、また論文として発表した資料等をもとに、「大学生の喫煙行動」がもたらす、いろいろな問題点を考えたい。まず、学生の喫煙状況、喫煙率である。1987～2013年、28年間の喫煙調査から考える。経営学部所属の前は教養部であった。体育実技が必修であった。授



業開始前に新入生が、ぶかぶかしていた。指導する側からすれば、運動する前なのに、また未成年（浪人生が在籍でも、そんなに多くない）なのにと、調査を始めたのである。男子学生で喫煙率が一番高率は、1998年の40.3%、女子学生で一番高率は、1999年の8.7%である。次にその一年生が進級するとどのような喫煙率に変化するのか、年度別の喫煙率（2006～2013年）の男子、女子学生の1, 2, 3, 4年次の喫煙率を考える。即ち、同じ集団での移行である。男子学生の一年次の喫煙率

10%未満が、四年次になると25～40%未満まで増加している。また女子学生の一年次の喫煙率1%未満が、四年次になると4～10%未満に増加している。明らかに、大学環境が喫煙学生を増加させているのである。この事実は、大学が喫煙学生への対応を、放置していると考えられる。次に、この学生達が入学後の何年次に喫煙習慣を覚えたのか、一年次を1として、入学後、すなわち、二年次(1)、三年次(2)、四年次(3)の喫煙倍率をグラフで検討する。男子学生、女子学生ともに、二年次、三年次と確実に増加する。そして男子学生では、四年次で4～10%未満、女子学生では、四年次で10強～20強%と、男子・女子学生とも、大学入学後に喫煙を習得しているのである。即ち、大学入学後の喫煙をいかに抑制するか、大学の禁煙への指導、健康へ及ぼす影響等への指導、そのうえ喫煙習慣によるニコチンの作用増加等を含めて、喫煙によい大学環境になっていると考えられる。また2010年の大学衛生委員会に一教職員から診断書が出された。喫煙学生の歩行喫煙、喫煙場所の設置位置などの影響で、受動喫煙症患者の診断書である。病名は、「慢性受動喫煙症・化学物質過敏症・気管支喘息」である。衛生委員会で協議があったが、当局は対応無であった。

厚生労働省が「健康日本21」でタバコに関する目標のひとつに分煙の推進を掲げ、これを受けるかたちで「健康増進法」が施行されたのが2003年、さらに「職場における喫煙対策のための新ガイドライン」が発表され、オフィス禁煙は、時代の流れになった。

2011年01月05日、NHK12時のニュースで次のようなニュースが流れた。「喫煙、企業30%採用に影響か」タバコを吸うかどうか、大学生の採用に影響した企業が30%に上がることが、厚生労働省の研究班が企業の人事担当者を対象に行った調査で分かったと報じた。今後の採用基準の一つにしてもいいと回答したのは、54%の企業が考慮してもいいと答えている。前述の30%と合わせると、84%の企業が喫煙者を採用時に影響が出る。この理由として、分煙化で喫煙のたびに席を離れると仕事の効率が下がることや、喫煙者の医療費の負担が重くなること等の背景からである。また、タバコで失うのは健康だけではない。喫煙者一人にかかる企業コストは、年間55万円にもなるというデータがある。内訳は、労働時間の損失、非喫煙者への影響、医療費等である(WEIS WL. Pres Adm., 26;71-78, 1981.)。また、「禁煙は採用条件、健康リスク、企業が敬遠」と日本経済新聞(夕刊)(2008, 08, 05付)記事もある。即ち、職場では健康な社員は会社の財産なのである。前述しているように、社員の喫煙は、仕事の能率低下、喫煙のための離席や病欠増加等による労働時間の損失、喫煙室の維持管理費、医療費などの増加などを招き、企業の経済的負担を増やすことが、明らかになっている。次に喫煙者を入社させない企業の事例として星野リゾートを紹介する(<http://recruit.hoshinoresort.com/tobacco/>)。星野リゾートは本社を長野県軽井沢に置くリゾート管理会社である。その星野リゾートの採用方法は、社員の喫煙は、以下の3つの要素において競争力を弱めることになる。社長の全文を紹介する。

1. 作業効率：喫煙者は血液中のニコチン含有量の減少により集中力を維持することができなくなる。私(社長)のホテル業界での経験の中で、スタッフの集中力を維持させるため、勤務時間中に喫煙をさせる対応を行っているケースを何度も見てきた。これはスタッフ本人の能力の

問題ではなく、中毒症状という病理的な原因によるものであり、結果的に社員の潜在能力を低下させている。

2. 施設効率：健康増進法の施行により、企業内の職場では分煙環境が必要になってきている。しかし、リゾート事業においては、少しでもスペースがあるなら顧客へのサービスに当てるべきである。採算性の理由から厨房や作業用のバックスペースを節約している時に、社員の喫煙場所に投資するのは利益を圧迫する。
3. 職場環境：喫煙習慣のある社員には喫煙の為の場所が提供され、より頻繁に休憩が認められるということは、喫煙習慣のない社員から見ると、不公平に感じる問題である。「なぜニコチン中毒の社員だけを企業は優遇するのか」とアルコール中毒の社員が主張したら、従業員食堂の横に社員用のバーを設置するだろうか。ニコチンが切れて集中できないという状況は、アルコールが切れて手が震えるという状況と差がない。

このように、喫煙者を採用しない、また採用の条件内に配慮する企業は、ハイペースで増えている。この事象は、日本だけではなく、米国でも喫煙者を採用しない企業が増加している (Wall Street Journal. 12, 21, 2005)。

教育の現場でも喫煙者を入学させない、または入学後に喫煙させないという方針をとる大学が出てきている。医療系の大学や、看護・福祉系の大学はもちろん、他の学部系の大学でも、喫煙者は入学させない、在学中に喫煙が判明すると、訓告や禁煙指導が行われる大学も増えてきている。

開学二年目から勤務し、学生への健康管理、「ヒト」として、一生、生(活)きていくための財産づくりをする教育をしてきたが、喫煙場所外の道路を占拠しての喫煙、そして歩行喫煙、吸い殻のポイ捨てが日常行われ、喫煙場所も人の往来がある場所に設置されている。多くの構成員を抱える大学が喫煙対策に取り組む意義は重要である。そのためには、教職員が率先して、禁煙に取り組む。健康な卒業生を社会に送り出すことは、大学の使命である。大学の喫煙問題は、健康被害のみではなく、大学のイメージ低下にもなりうる。前述してきた諸事実を大学当局が、どのように考え、取り組み、我が国の大学のリーダーとして答えを出すのか？その答えを待ちたい。